

## 第104回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	平成25年11月13日(水) 午前9時30分から午前10時30分まで	
開催場所	奈良市役所中央棟6階 正庁	
議 題	<p>案件1 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更(案)について(市決定)</p> <p>報告1 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路の見直しについて</p>	
出席者	委 員	<p>朝廣委員、伊藤忠通委員、伊藤剛委員、魚谷委員、大窪委員、川村委員、杉江委員、松石委員、松村委員(代理出席上田氏)、森田委員、山本委員【計11人出席】</p> <p>(井上委員、今井委員、植野委員、大西委員、中村委員、藤井委員、前迫委員、増井委員は欠席)</p>
	事務局	<p>津山副市長、東井都市整備部長、中澤都市計画室長、仲谷まちづくり指導室長、喜多課長、今田課長補佐、森本課長補佐、藤原係長、三山係長 他 【計14人出席】</p>
開催形態	公開(傍聴人0人)	
決定事項	案件1については原案どおり可決された。	
担当課	都市整備部都市計画課	

### 開 会

- 司 会 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第104回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。
- 委員の皆様方にはお忙しいところご出席賜りありがとうございます。また、日ごろ奈良市政にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。
- 議事進行に先立ちまして、副市長の津山がご挨拶申し上げます。
- 副市長、よろしくお願いいたします。
- 副市長 おはようございます。お忙しいところ本当に今回もお集まりいただきましてありがとうございます。今も司会からありましたように、平素から奈良市政にご尽力賜っていますこと、本当に感謝申し上げます。
- そしてまた、一昨日の11日の月曜日ですけれども、正倉院展終わりました、報道によりますと24万6千人ということで過去3番目に多いという多くの方を迎えているようでございます。このような多くの方を迎えます私ども国際文化観光都市奈良としての発展を目指しておるわけでございます。そんな中でそのまちづくりにおきまして、お集まりの皆様方に多くの意見、そしてご提言を賜りたくこの会を開催しているところでございます。今後ともよろしくご意見のほどお願い申し上げます。
- さて、本日の案件でございますが、お手元でございますように、生産緑地の変更についての案件、そしてもう一件につきましては、報告事項としての都市計画道路の見直し、この現況につきましてのご報告、この2件をもって今日は進めさせていただきます。

委員の皆様方には本当に多くのご意見とご提言をお願い申し上げております。今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司 会

津山副市長ありがとうございます。

本日、進行役を務めさせていただきます、私、都市計画課課長補佐の今田でございます。よろしくお願い致します。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。

お手元のほうには、次第 A4 サイズ 1 枚、審議会委員の名簿 A4 サイズ 1 枚。

また、先日送付させていただきました資料として、案件として表紙に、「1. 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）」、A3 サイズで 1-1 から 1-8 までの 1 冊、それから、報告としての表紙に「大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の見直しについて」、A3 サイズで 4 ページの 1 冊、計 2 冊がございます。

資料のほうはおそろいでしょうか。不足等ございましたら、お声をかけてくださるようよろしくお願い致します。

また、今回から、市議会議員選挙及び代表者の交代により、審議会委員となられた方で、本日お越しの方につきましては後ほどご紹介させていただきますが、お手元に委嘱状を用意いたしましたので、受納くださるようお願い致します。

任期は、平成26年9月30日までとなっております。

資料の方は、よろしいでしょうか。不足はございませんか。

ないようですので、先ほど申し上げました、今回から新たに審議会委員となられた方をご紹介します。

7月の奈良市市議会議員選挙で改選された方で、審議会委員になられた方、五十音順にお呼びさせていただきます。

奈良市議会議員の伊藤剛委員です。

伊藤委員

よろしくお願い致します。

司 会

同じく、奈良市議会議員、松石聖一委員です。

松石委員

よろしくお願い致します。

司 会

松石委員におかれましては、引き続き審議会委員をお願いしております。

続きまして、奈良市議会議員選挙で改選された方で、審議会委員になられた奈良市議会議員の森田一成委員です。

森田委員

森田でございます。よろしくお願いしたいと思います。

司 会

同じく奈良市議会議員の山本直子委員です。

山本委員

山本でございます。よろしくお願いいたします。

司 会

また、本日欠席されておりますが、11月に奈良商工会議所の会頭が交代され、新しい会頭である植野康夫様に、当審議会委員のお願いしたところ、了承をいただきましたことを報告させていただきます。

## 議事の内容

1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）

【資料 1】大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）を基に、事務局から説明。

案件については原案どおり了承・可決された。

### 〔質疑・意見の要旨〕

司 会 それでは、第104回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。伊藤会長、議事の進行よろしくお願ひします。

会 長 おはようございます。じゃあ着座させていただきます。早速でございますが、第104回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。議事進行、ご協力よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方、本日は非常にご多忙のところご出席ありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、委員の出席状況について事務局からご報告よろしくお願ひいたします。

司 会 ご報告申し上げます。

現在、当審議会委員総数19名のところ、本日ご出席いただいております委員数は11名でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいまのご報告によりまして出席委員が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立してございますことをご報告いたします。

では、本日の傍聴希望者の状況、それから報道関係者の写真撮影の取材希望があるかどうかについて事務局からご報告お願ひいたします。

司 会 ご報告申し上げます。

本日の傍聴希望者及び取材の関係者はございませんので、議事の進行をお願ひいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、ただいまご報告ありましたように、傍聴希望者等ございませんので、早速でございますが議事進行をさせていただきます。

委員の皆様には十分にご審議と、円滑な会議の運営にご協力をお願ひいたします。

本日の審議会の終了予定時刻、11時を予定しております。

まず、本日ご審議いただく案件でございますが、お手元にありますように、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について、ご審議していただいた上で、賛否をとりたいと思います。

案件の生産緑地地区変更については市決定事項でございます。

それでは、事務局のほうから「生産緑地地区の変更（案）」について説明よろしくお願ひいたします。

事務局 都市計画課の〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更

(案) についてご説明申し上げます。

まず初めに、「生産緑地地区の概略」についてご説明いたします。

【資料1】1ページないしはスクリーンのほうをごらんください。

生産緑地地区の目的は、営農行為により緑地として、災害の防止や環境保全機能を発揮する市街化区域内の農地等の計画的な保全を図ることにあります。

生産緑地法第3条において、都市計画に定める生産緑地地区が規定されており、環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果を有し、用水路・排水路の確保などの営農条件を備えている市街化区域内にある500㎡以上の一団となる農地等の区域に定められるものです。

奈良市では、平成4年12月25日に664地区、面積117.32haで当初の指定を行っています。当初の指定以降、主たる従事者の死亡または故障による買い取り申し出や、道路等の公共施設設置による削除のほか、平成24年12月に行われた生産緑地地区の都市計画変更により、現在646地区、109.34haを生産緑地地区として指定しております。

生産緑地に指定された土地については、生産緑地法第7条により、農地等としての適正管理が義務づけられ、生産緑地法第8条により、営農のため行う行為以外の建築行為や造成行為が制限されます。生産緑地地区が指定されますと、以上のような営農を前提とした管理上の義務や制限が課せられるため、生産緑地地区の指定は、生産緑地の所有者等の同意を得て定めています。

しかし、同意の段階において予測可能な期間を経過した場合として、指定後30年を経過した場合や、また明らかな事情変更により営農の継続が不可能となる場合として、主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じた場合には、市長に対し、生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができるものとして、権利救済が図られています。

これが、生産緑地法第10条に規定する生産緑地の買取り申出制度です。

【資料1】2ページをごらんください。

生産緑地地区制度の仕組みをフロー図で示しております。重複いたしますので、市長への買取り申出以降について説明を申し上げます。

買取り申出が提出されますと、提出された日から1カ月以内に、市や県などが買い取るか買い取らないかを、市長は申出者に通知しなければなりません。買い取らない場合は、当該生産緑地を農家や農業に従事することを希望する者が取得できるよう斡旋を行います。この斡旋においては、奈良県農業協同組合と奈良市農業委員会に斡旋に協力いただくとともに、本市のホームページに掲載し、斡旋に努めております。

斡旋等を行ったものの、買取り申出提出の日から3カ月以内に所有権の移転が行われなかったときは、買取り申出に係る生産緑地については、生産緑地法第7条の農地としての適正管理義務、第8条の建築行為や造成行為の制限及び、第9条の現状回復命令等に関する規定は適用されなくなります。

このように、営農が継続されなくなる生産緑地として、フロー図では一番下の左、

道路等の公共施設の敷地となった場合、真ん中の、買取り申出がなされて買い取る旨の通知を行い公園等となった場合、先ほどの買取り申出がなされ3カ月以内に所有権の移転がなされなかった場合などがあり、これらについて都市計画の変更が必要となりますので、当審議会に付議させていただいております。

続いて、変更案についてご説明いたします。資料1-3ページをごらんください。変更の理由につきましては、市街化区域内の農地等について、「生産緑地の買取り申出により行為の制限の解除に至ったもの」を削除するため、所要の変更を行うものです。

【資料1】4ページの右側をごらんください。

生産緑地地区に関する都市計画の変更については、方針1に記載していますように、生産緑地地区の地区除外と、方針2に記載していますように交換分合等による生産緑地地区の位置の変更等など大きくは2項目ございます。方針1に記載の地区除外については、(1)に除外となる要件を抜粋で記載しています。方針1は奈良県から示されております生産緑地地区の地区除外に関する都市計画の運用についての抜粋で、平成3年10月7日付奈良県土木部長通知の内容です。地区除外の要件として、(1)に①②の2項目が示されており、②に記載の「その他都市計画上の要請に基づき必要が生じた場合」(ア)については、平成3年10月7日付奈良県都市計画課長通知で示された項目でございます。

方針2に記載の交換分合等による生産緑地地区の位置等の変更は奈良県から示されております生産緑地法の運用についての抜粋です。今年度の変更には、交換分合による位置の変更に該当する地区はございません。

左側の表をごらんください。今年変更を予定しています一覧で、上段項目左より、変更理由、事務上の整理番号、地区名、削除箇所、追加箇所のおのおの生産緑地地区番号、筆数、面積、変更に係る方針欄に【資料1】4ページ右側に記載の都市計画変更についての該当項目、そして資料のページ番号を記載しております。生産緑地に関する都市計画の変更に係る理由について、整理番号①から⑤については全て、変更についての方針1の(1)の②(ア)に該当し、主たる農業従事者が死亡または故障により営農できなくなり、市への買取り申出がなされ、市、県、関係機関及び他の農業従事者への斡旋の結果、ともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為制限の解除に至り削除されるものです。これらは買取り申出後、斡旋の期間を含めて3カ月の期間内に所有権の移転が行われなかった場合に、生産緑地の所有権の権利保護の観点から行為制限の解除を行うものです。

変更に係る方針欄の括弧内には、主たる農業従事者が営農できなくなった理由として、死亡または故障を記載しております。

なお、農業従事を不可能にさせる故障については、生産緑地法施行規則第4条の規定により、両目の失明、神経その他身体各部位の著しい障害、それらに準じる障害及び長期の入院などにより市町村が認定したものとなっておりますので、奈良市では、身体障害者手帳3級相当の障害を基準とし、身体障害者手帳の有無、

身体障害者福祉法第15条の奈良県指定医による所定の診断書記載の所見及び入院証明などにより認定を行っております。

【資料1】5ページの生産緑地指定総括図をごらんください。

今年変更を予定しています生産緑地地区の位置を記入しております。図中①から⑤は事務上の整理番号で、【資料1】4ページの一覧表の整理番号を記載しております。

赤字で追加箇所を、青字で削除箇所を記載しております。

今年度の案件における追加箇所とは、従来を構成する一団の生産緑地地区が、今回、買取り申出による削除に至った農地によって分断されることになり、新たな地区番号を付加することになった生産緑地地区を示しております。

それでは、変更案の内訳についてご説明いたします。

【資料1】6ページの左側の図をごらんください。

整理番号①の当該地は、近鉄大和西大寺駅の北西約2,200㎡の中山町に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号119、約1272㎡について買取り申出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をごらんください。

整理番号②の当該地は、近鉄新大宮駅の北西約500mの法華寺町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号306の一部、約793㎡について買い取り申し出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。

【資料1】7ページの左側の図をごらんください。

整理番号③の当該地は、近鉄尼ヶ辻駅の南西約1,000mの平松三丁目、平松四丁目に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号412及び421の一部、約2,880㎡について買取り申出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。また、これらの買取り申出により削除に至った農地によって分断されることになった地区番号421の一部に、新たな地区番号741を付加することになるものです。

右側の図をごらんください。

整理番号④の当該地は、JR奈良駅の南約2,400mの東九条町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号589及び609の各一部、約3,020㎡について買取り申出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。また、これらの買取り申出により削除に至った農地によって分断されることになった地区番号609の一部に、新たな地区番号742及び743を付加することになるものです。

【資料1】8ページの図をごらんください。

整理番号⑤の当該地は、近鉄富雄駅の北約1,150mの三松四丁目、二名三丁目に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号707及び713の一部、約844㎡について買い取り申し出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。

最後に、資料戻りますが、【資料1】3ページをごらんください。お手数おかけして申しわけございません。

生産緑地地区の変更計画書となっております。

ただいまご説明いたしましたこれらの変更により、生産緑地の面積が約0.88ha

減少し、108.46ha、地区数は増減変更がなく、646地区となります。

以上が、生産緑地地区の変更案ですが、この都市計画案につきまして、本年9月11日から同月25日までの間、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施しましたところ、4名の方が縦覧をされましたが、意見書の提出はございませんでした。以上、生産緑地地区の変更（案）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、生産緑地地区の変更（案）についてご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 ご説明ありがとうございます。すみません、余り詳しくなくて、素人質問で大変申しわけないんですが、今回の死亡、故障などを主な理由として、営農されている方が継続できなくなったのでこれを買ってほしいと。買い取れなかったのを斡旋をしたが不調だったので、結果として行為制限の解除をされるということなんですが、解除された場合に、【資料1】2ページの下にあるように7条、8条、9条の規定が適用されなくなるということで、特に生産緑地としての制限がかからなくなるということになるかと思うんですけども、こうした場合に、この地区自体は市街化区域内ですので、このままいくと農地以外に転用される可能性が出てくるという理解でいいのでしょうか。

会 長 はい、事務局。

事務局 一般的な市街化農地になりますので、課税状況についても来年の1月1日をもって市街化区域内の課税状況になりますので、農地転用等を経て都市計画法29条の許認可等を経れば、一般的な宅地なりの利用ということが可能になります。

〇〇委員 ということは、もともと生産緑地として設定した目的第1条にありますように、営農行為により緑地として、公害や災害の防止や環境の保全機能を発揮しようとして設定したわけですけども、その機能は発揮できなくなるということですね、該当した土地については。可能性として、要するに宅地になったり、通常の市街化区域内の行為が発生する、今後も発生していく可能性が大いにあるという理解でいいわけですね。

事務局 委員のおっしゃるとおり一般的な農地と同じ制限に変わりますので、農地法の許認可等、届出等を経れば、農業生産者の方の理由で土地利用というのはできるようになりますので、広範囲な利用状況にあるかと思えます。

〇〇委員 もちろん営農されている方の事故や故障等でできなくなるのは、もうそれは仕方がない、原因は仕方がないことだとは思いますが、結果として当初の計画どおりの能力が発揮できなくなってしまう可能性が出てくるというところが、やはり検討を要するところという理解ですね。私たちは、仮にそのまま宅地がどんどんできていっても問題がないのかどうかというのもあわせて、考えなければいけないということですかね。

事務局 そうですね。指定の根拠となる生産緑地法が、平成3年に、現行の生産緑地法に改正になったときに、税制との絡みで税制猶予等を受けることができること、そ

れから法律の中に、30年経てば現法の中では自由に買取り申出ができるように救済措置が図られる形になっておりますので、30年を経た以降については、今説明させていただいているような死亡や故障の理由がなくても、買取り申出ができるように現行法の制度の中ではなくておりますので。

〇〇委員 もちろん買取り申出があって、それが買い取られる場合は市のほうの管理下に入るの心配はないと思うんですけども、買い取りできなかったというので、これは一般市場に出ていくという、可能性としてはあるという、そこについてやはり考えておく必要があるということでもいいですか。はい、わかりました。

会 長 よろしいですか。ほかに何かご質問ございますか。  
特にご質問がないようでしたら賛否をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、生産緑地地区の変更（案）については、先ほど申しあげましたように、市が決定する都市計画でございますので、都市計画法第19条の規定により賛否をとりたいと思います。

生産緑地地区の変更（案）について、原案どおり変更することに賛成の方は挙手よろしくお願ひいたします。

（委員挙手）

会 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数によりまして、生産緑地地区の変更（案）については原案どおり可決いたします。

審議事項は以上で終了いたします。

その他、事務局から何かございますか。

司 会 報告事項が1件あります。よろしくお願ひします。

会 長 はい。それでは、説明よろしくお願ひいたします。

報告 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の見直しについて

【資料 2】報告案件 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の見直しについて、を基に事務局から説明。

委員からは意見・問題提起があった。

### 〔質疑・意見の要旨〕

事務局 都市計画課の〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告案件の大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の見直しについて説明させていただきます。

道路の見直しの説明に入らせていただく前に、奈良市の道路見直しは奈良県都市計画道路の見直しガイドラインを踏まえ、見直しの作業をしておりますので、まず、奈良県都市計画道路の見直しガイドラインの概要について説明させていただきます。

お手元資料の1ページをごらんください。

都市計画道路の見直しの指針といたしまして、平成22年7月、奈良県において都

市計画決定後未着手となっている都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえ、その必要性を再検証するため、必要性を検証する視点や検討方法を示した奈良県都市計画道路の見直しガイドラインが策定されました。

ガイドラインでは、見直しの基本方針として、見直し検討対象路線は、未整備、概成済みのうち、事業中を除く未着手区間を対象とすることが決められております。

なお、見直しに当たっては、平成21年8月に県が行った広域幹線道路の見直しを踏まえて行うこととなっております。

広域幹線道路の見直しは、国土交通省の将来交通量の推計を受け、既存のネットワークを有効に活用する観点から県において実施されました。検証の結果、奈良市内では大和中央道、大和田紀寺線、一条富雄線の3路線が広域幹線道路としての必要性を見直す結果となっております。そのうち、大和中央道、大和田紀寺線の一部につきましては、昨年度11月に行われた、当審議会に諮らせていただき、廃止させていただきました。

また、ガイドラインの基本方針の2つ目として、見直しの視点がございます。都市計画道路が機能として有する自動車の交通機能、歩行者等の交通機能、自治体のまちづくりの計画との整合性の3つの観点から都市計画道路の必要性を検証し、いずれの観点からも必要性が認められない都市計画道路は原則廃止となります。

検証項目につきましては、資料の表1をご覧ください。

次に、資料の2ページ及び3ページ、都市計画道路の見直しフローをご覧ください。

現在、奈良市で進めております都市計画道路の見直しの手順をフローで説明させていただきます。先ほど説明しました奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに基づき、奈良市の都市計画道路全71路線を対象に、見直し対象となる未着手都市計画道路の抽出から行ってまいります。

まず、手順1といたしまして全区間完成済みの27路線を存続路線として見直し対象より除外いたします。

次に、手順2において残る未着手路線及び未着手区間概成済み区間を含みます44路線について、対象路線の特性の把握を行うため、路線ごとのカルテ作成を行います。

手順3ではそのカルテに基づき、完成予定路線及び事業予定路線の13路線を完成予定路線として見直しより除外いたします。

次に、手順4では見直し検討路線として、全71路線より完成済み及び完成予定路線を除く31路線を都市計画の決定権限により振り分け、その結果市決定は17路線、県決定は14路線となりました。

県決定の14線につきましては、県と協議を行い複数市町村にまたがる広域的な9路線については県が独自に見直しを判断する路線として市の見直しより除外し、残りの5路線については市の意見を反映させることとなり、市決定の17路線と合

わせた22路線を市の道路見直しの対象路線と位置づけました。

手順5においては、見直し対象22路線を路線の必要性の検証のため、延長、幅員、連続性、主要道路との交差、県道の有無などを考慮して区間を設定し、区間ごとのカルテ作成を行いました。

手順6では、路線及び区間の必要性の検証項目の設定を行いました。検証項目といたしましては、先ほど県ガイドラインの概要でご説明しました3つの観点での検証に加え、奈良市総合計画等の他の計画も考慮しながら検証することとしております。

次に、手順7として路線及び区間の必要性を検証するために、手順6で作成した検証項目をもとに必要性の検証カルテの作成を行いました。

また、並行して手順8として、路線及び区間の将来交通需給のバランス検証を行い、その検証カルテの作成を行いました。この検証では平成42年度の将来交通量を用いて、実現ネットワーク、現時点で整備済みもしくは事業されている路線を考慮した道路網及びフルネットワーク、全ての計画路線を考慮した道路網での将来交通需給バランスの検証を行っています。

手順9では手順6から手順8のまとめとして総合評価カルテを作成し、見直し対象22路線の必要性の判断を行います。

なお、本市の道路の見直し作業は現在手順9の段階でございます。

また、今後は手順10の検証結果の課題の整理を行いながら、あわせて手順11の都市計画道路網全体の検証を、手順10を考慮した道路網で交通量等の全体的な検証を行い、都市計画道路網の見直し素案を作成いたします。見直し素案作成後はパブリックコメントなどにより意見募集を行い、都市計画の案を作成し、公告及び縦覧などの法的手続に進んでまいりたいと考えております。

続きまして、お手数ですが、資料の4ページに図面がございます。ちょっと広げていただいて、ごらんください。資料4ページには奈良市都市計画道路の見直し図面をつけております。図面には奈良市都市計画道路全71路線を色分けして示させていただきます。黒色は完成区間を、緑色は完成予定区間を、赤色は県の計画決定区間のうち県が見直しを行う区間を示しており、いずれも道路の見直し対象外となる区間です。また、紫色は県計画決定区間のうち市で見直しが行える区間を、青色は市の計画決定区間を示しており、今回の道路見直しの対象区間でございます。

以上で報告案件、大和都市計画道路の見直しについて説明を終わらせていただきます。

会 長 ありがとうございます。ただいまご報告していただいた内容につきまして、何かご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 最初に、ちょっとお願いしときたいなと思うんですが、4ページなんですけどね、非常に字が小さくて、私のように高齢になってくると見にくいのでリストをつけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

私の質問は、この手順について説明をいただいたのですが、手順9のところまで来ていると。おおむね最後の手順23までのタイムスケジュールを説明していただけないでしょうか。

会 長 事務局のほうで、現時点で回答できる範囲内で結構ですが。タイムスケジュールですね。手順9からその後の。

事務局 タイムスケジュールについてご説明させていただきます。現在、手順9のところまで来ておりますけども、今後素案の作成というのに今年度いっぱいぐらいを考えております。その素案の作成後、都市計画決定の手続を来年度から進めてまいりたいということで考えております。

会 長 今のでわかりますか。

〇〇委員 わかりません。私の質問は、最終23番までの工程を教えていただきたいと言ったんで、今のお答えですと、25年度だけです。当然予算の関係もありますが、今ちょうど奈良市は予算の作成時期になりますので、逆に、いつまでかかるのか、そしたら来年何をしないといけないのか、どれくらい予算が要るのかということをお我々委員としては知りたいわけですから、そのところを答えてもらわないと、これは答えになっていない。

会 長 手順12のところ今年度中という話でありました。そこから先、都市計画決定に進みたいという、そのあたりの時期ですね。

事務局 手順12まで今年度、3月いっぱいということで、あくまで予定でございますけども、やらせていただきまして、その後、パブリックコメントのための準備をさせていただきまして、来年度中ごろぐらいに案の縦覧等の手続をやっていききたい。都市計画法の17条に基づく案の縦覧をやっていききたい。そして、来年度の年明けぐらいですね、だから27年の初めぐらいに、この審議会に最終的な案件を明けさせていただきまして、来年度末ぐらいに変更の決定を打っていききたいという形で現在予定のスケジュールとして考えております。

会 長 今の確認をしますと、都市計画の作成手順17が26年度年中ごろで、手順20のところ27年1月、手順22が26年末。12月あるいは年度末ということ、12月ぐらい、予定ですけど。手順22の都市計画道路の決定というのは、26年末。末というのは年度末なのか、年末なのか。あくまで予定ですけど。

事務局 26年度末ぐらいに。

会 長 ということを予定されておられると。

事務局 はい。

会 長 ということでございます。

事務局 作業的にどうしても時間がかかるということで、その辺の準備で一応進めております。素案ができた段階でこの審議会に素案の内容は再度報告させていただく予定はしております。

会 長 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇委員 何か来年のこと言うたら鬼笑うといいますが、行政の場合、来年か再来年ぐらいのことを、まだこんなファジーな答えでいいのかという気がします。確かに今

の奈良市は都市計画、下手です。市長がやっぱりまちづくりが下手ですね。だから、やっぱり5年、10年先を見越した計画でないといけないわけですから、その意味ではこんな27年のことを年度末や年末やということぐらいで、こんなもの大概遅れますから、そういうこともあるからちゃんときちっとタイムスケジュールをつくって、粛々とそれに向かっていくべきだと思いますので、少しだけ意見を申し上げておきます。

会 長 それから、今配られた資料、これはリストですか。

はい。ほかにご質問、どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 質問なんですけれども、この見直しを進めるに当たっての第三者委員会というの  
はあるんでしょうか。

会 長 いかがでしょう、事務局。

事務局 第三者委員会は設置しておりません。

〇〇委員 では、奈良市のほうでこの素案をつくって進めて、それをこの審議会にかけると  
いうことでしょうか。

事務局 事務局サイドで素案をつくらせていただいて、当審議会に諮らせていただく予定  
をしております。

〇〇委員 まあパブリックコメントも予定されているということなんですけれども、その前  
にやはりそういった委員会をつくって、専門の先生方にも意見を聞きながら、都  
市計画の大きな変更ということもありますので、そのような設置があったほうが  
いいのかなと私は思うんですけれども。

会 長 何かお答えありますか。今、ご意見ということですが。

事務局 一応県のガイドラインに基づいてやらせていただいております。考え方といた  
しましては、そのガイドラインについてとりあえず事務局案をつくらせていただ  
く。そして、この審議会のほうでそれに対して意見をいただくというスタンスで  
今のところは進めておる次第でございます。

会 長 ですから〇〇委員のご意見にありましたような第三者委員会は今のところ設け  
る考えはないということかと思いますが。よろしいですか。更に何かありますか。

〇〇委員 それでありましたら、この審議会が非常に重要な議論の場となると思いま  
すので、今後のことになると思うんですけれども、詳しい、より議論が十分でき  
るような資料の提示と、会議の時間をとることが必要ではないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。今回はちょっとフローを中心に報告させていただくとい  
う形になっておりますので、次の素案の提示をさせていただくときには各路線の  
内容とかを明示した資料を十分つけさせていただきたいと考えております。

会 長 見直し案を作成するプロセスの中で、例えば今、手順9のところにあるとい  
うことですが、ガイドラインに従って必要性を検証されておられるので、その検証が  
客観的なものであるかどうか、評価できるようなデータもあわせていただけれ  
ば、我々もある程度の判断はできると思えます。

事務局 都市整備だけでなく、将来交通量も含めた形の資料を提示させていただくと  
ともに、十分審議時間もとらせていただいて審議していただくという形をとっていき

たいと考えております。

会 長 ぜひそのようにお願いいたします。

ほかに何かご質問ございますか。〇〇委員。

〇〇委員 見直しの視点についてお尋ねをしたいんですが、見直しガイドラインのほうの見通しの視点というところでは、表1から現在決定している都市計画道路の必要性を検証し、その結果、いずれの観点からも必要性が認められない都市計画道路は原則廃止するというふうに書かれています。

フローのほうを見ますと、手順9のところで、検証結果から必要性を判断するとありまして、総合評価カルテを作成し、必要性を判断するとありまして、必要性は全く認められないものを廃止するのか、それとも表1に照らして、必要性はある程度あるけれども、ほかのことも判断材料として入れて評価をして見直すかどうかということになるのか、どちらなのでしょう。

会 長 事務局、ご回答お願いします。

事務局 今回の見直しは、基本的に廃止する路線をピックアップしたいということで進めております。ただ、路線カルテなど検証の中で総合的に市の施策とか、そういう面も含めた検討というかたちになってくるということで考えております。

〇〇委員 再度お尋ねしますが、見直しガイドラインの見直しの視点のほうでは、いずれの観点からも必要性が認められないものを廃止の対象としているんですが、今のご説明ですと、ある程度必要性が認められるものであっても、予算との兼ね合いですとか、費用対効果なども考慮して廃止とするということもあるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

会 長 いかがでしょう、事務局、その考え方ですが。

事務局 当然このガイドラインに基づきまして3つの観点から検証かけていきますけども、最終的な総合的な評価といたしましては、財政上の問題とか、奈良市の都市計画マスタープランに基づいた将来計画とか、そういうのを見越した形で最終的な判断を下していくという形をとっていきたいと考えています。

会 長 ということは、〇〇委員のご指摘があったように、必要性はある程度認められても、場合によっては廃止することもあり得るというふうな考え方だと、今のご回答の中での判断できますども。そういう理解でよろしいですか。

事務局 今、会長おっしゃっていただいたような場合もあります、その逆の場合もあるかなと思います。財政上難しいということで廃止するというのもありますけども、廃止という形で上ってきても、3つの観点から廃止という形で結論づけられても、まちづくりの観点とか、それから観光の観点、いろんな観点から奈良市の特性を鑑みた場合どうしても都市計画道路として整備する必要があるということであれば残していくという形は当然出てくるものと思っております。

会 長 それは、その県のガイドラインとは別に、市独自の判断でそういうことを……。独自というか、県のガイドラインに、県のガイドラインは大まかなガイドラインですので、それを掘り下げた形の中で奈良市独自の特性というのを入れていきたいというふうに考えております。

- 会 長 ほかにご質問ございますか。はい、どうぞ、〇〇委員。
- 〇〇委員 すみません。ちょっと見直しとは異なるかもわからないんですけど、地図のブルーの線ですね、市が決定している区間というのがありますね。ところが、私どももいろいろと活動してます中心市街地のところに青い線がたくさんあって、市が区間決定されているというところがたくさんあるんですけど、この決定後、整備して道路を完成するには、これはここからまた大分時間がかかるんでしょうか。それとも、決定するともうすぐ着工するという、どの状態で決定と完成があるかというのをお聞きしたいんです。
- 会 長 はい、お願いします。
- 事務局 今、この都市計画道路網ができておるのが大体昭和41年ぐらいにこの道路網が大体できておりまして、それから既に40年ぐらいがたっておるんですけども、その中で現在奈良市の整備率が大体52%ぐらいということで、半分ぐらいまだ残っているという状況であります。
- 都市計画道路の整備につきましては、事前に順番というのとはつけていないのですけれども、政策上とか、それから必要性等が出てきた場合、そこから整備していくという形でございます。
- 手続的には整備するということになりましたら県の方から認可をとりまして、国の補助をもらいながら整備に着手するという形になってまいります。
- 〇〇委員 ということは、決定してからでも、また街の状況の変化に応じて決定した区間が見直し、格下げじゃないけど、になることもあり得るわけですか。
- 事務局 都市計画は20年の大計と言われておりますように、将来を見越してこういう計画をしていくんですけども、現在なぜこの見直し、要するに廃止路線をピックアップするというようになってきたのは、先ほどもちょっと説明のほうでありましたように、将来人口が減少していく、それから交通量が減っていくという中で、現在の都市計画道路網全てが必要ではなくなってきたんじゃないかということで、廃止路線をピックアップしたいということでこの見直し作業を進めているという状況であります。委員の先生おっしゃっていただきましたように、将来また状況が変われば、またさらに見直すという機会も当然出てくるかなと思っております。
- 〇〇委員 わかりました。ありがとうございます。
- 会 長 よろしいでしょうか。
- ほかにご質問ございますか。はい、〇〇委員。
- 〇〇委員 すみません、今現在の進捗状況が手順の9まで来ているというお話で、それには現段階で一応手順7と手順8についてはカルテはもう、つくられたんでしょうか。もし、先ほども他の先生からご質問があったように、この委員会で詳しく、細かく検討して行って責任を持って決めていかなければいけないのであれば、できれば早い段階でこういった手順7や8で成果が出ているのであれば、見せていただくとありがたいなと思います。ただ、今回は手順9までは行ってないんで、原案としてはできていないので、とりあえずこのフローだけでもこのやり方でいいん

ですかというのは、ここで認めましょうという視点なのかなと思ったんですが、かなり責任は大きいということですので、できるだけ早い段階でそういったカルテもでき上がったところでまたぜひ開示をしていただきたいと思いますと思いまして、お願いでございます。

会 長  
事務局

いかがでしょう。

資料のご提供の仕方については、また今後ちょっと考えさせていただいて、できるだけ細かい資料を出させていただくように、時期についてもちょっと検討させていただきたいと思っています。

会 長

他にございますか。よろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、今日いろいろご意見いただきましたので、事務局のほうもご意見あった内容に対して対応していただくということですので、次回ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ほかに何か事務局のほうでございませうでしょうか。

事務局

特に事務局のほうからございませぬので、よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、特にないということでございますので、委員の皆様方には熱心にご審議いただきますとともに審議にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして第104回の奈良国際文化観光都市建設審議会を終了したいと思ひます。では、あと事務局よろしくお願ひします。

## 閉 会

司 会

ありがとうございます。伊藤会長を初め、委員の皆様方、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

資 料

【資料1】 1. 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更(案)について（市決定）

【資料2】 報告案件 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の見直しについて

【資料3】 第104回奈良国際文化観光都市建設審議会次第

【資料4】 審議会委員名簿